

令和6年度前橋市仕事・子育て両立支援奨励金交付要項

令和6年6月3日から適用

<p>取扱担当課 前橋市役所産業政策課（6階） 電話 027-898-6985（直通） 027-224-1111（内線4213・4214） 電子メールアドレス kougyou@city.maebashi.gunma.jp</p>
--

この奨励金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	<p>労働者の仕事と子育ての両立を支援し、働きやすい環境づくりを実施する市内中小企業者に対して奨励金を交付することにより、雇用の安定に寄与することを目的とします。</p>
内容	<p>補助対象者</p> <p>市内で事業を営む中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいいます。）等で、次のいずれかに該当し、かつ、市税に滞納がないものとしします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条第3項の規定による出生時両立支援コース助成金（第1種）（以下「助成金①」といいます。）の支給決定通知を受けた者 2 雇用保険法施行規則第116条第1項の規定による育休中等業務代替支援コース助成金、又は育児休業等支援コース助成金（業務代替支援）（以下「助成金②」といいます。）の支給決定通知を受けた者 <p>※暴力団排除のため、以下の要件を記載します（令和6年4月1日から）。</p> <p>○ 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員

		<p>を利用するなどしている者でないこと。</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。</p> <p>(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。</p>
	対象労働者	<p>雇用保険法施行規則に規定する労働者のうち、市内事業所に勤務する労働者を対象とします。ただし、助成金の支給が決定された者で、決定後も継続して雇用されることを条件とします。</p>
	交付金額	<p>支給対象労働者 1 人につき 5 万円</p>
	交付条件	<p>1 補助対象者は、雇用に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>2 補助対象者は、雇用に係る書類、帳簿等を常備し、事業終了後 5 年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>3 補助対象者は、前橋市補助金等交付規則（平成 10 年前橋市規則第 34 号）、この要項及び交付決定通知書兼交付確定通知書に記載の交付条件を遵守しなければなりません。</p>
交付申請の 方法、時期 等	交付申請の 方法、時期 等	<p>助成金の支給が決定されてから 2 か月以内又は 3 月 31 日のいずれか早い日までに次の書類により申請してください。なお、押印は省略することが可能です。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です（実績報告、請求も同じです。）。</p> <p>1 交付申請書兼実績報告書</p> <p>2 添付書類</p> <p>(1) 助成金①又は助成金②の支給申請書の写し</p> <p>(2) 助成金①又は助成金②の支給決定通知書の写し</p> <p>(3) 就業場所が確認可能な書類の写し（(1)から(2)までで確認不可能な場合に限ります。）</p> <p>【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>
	交付決定の 時期等	<p>申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から 30 日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。</p>

	請求の方法、支払時期等	<ol style="list-style-type: none"> 1 奨励金交付請求書により請求してください。 2 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。
	交付決定の取消し又は奨励金の返還	<ol style="list-style-type: none"> 1 次の場合は、奨励金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 2 奨励金の交付を受けた後、奨励金の交付決定を取り消された場合は、指定された期限までに、取消しに係る部分の金額を返還しなければなりません。
様式	申請書等の様式	<ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書兼実績報告書（様式第1号） 2 交付決定通知書兼交付確定通知書（様式第2号） 3 奨励金交付請求書（様式第3号）